
電気料金要綱

(ドライバースプラン)

—東北電力管内—

2024年7月16日実施

出光興産株式会社

電気料金要綱
(ドライバースプラン)

目次

1.	実施時期	3
2.	定義	3
3.	適用条件	3
4.	契約容量等の変更	7
5.	日割計算	7
6.	ガソリン・軽油の特割サービス	8
7.	DP 要綱の変更および終了	9

この電気料金要綱（ドライバースプラン）（以下「DP 要綱」といいます。）は当社の「電気需給約款（低圧）―東北電力管内―」（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、ドライバースプランとして、電灯または小型機器をご使用のお客様へ電気を小売りするときの料金その他の条件を定めたものです。なお、DP 要綱に定める料金および燃料調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施時期

DP 要綱は、2024 年 7 月 16 日より実施します。

2. 定義

DP 要綱において定義される言葉は、需給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客様がドライバースプランの申込みを行い、当社との協議が整い、ドライバースプランとして電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

(イ) 契約電流または契約容量が次のいずれかに該当すること。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。また、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電流と動力の契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電流と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ② 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。また、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約容量と動力の契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、

かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めるときには、契約容量と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(D) 2019 年 3 月 31 日以前から引き続き、ドライバーズプランにより電気の供給を受けていること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流および契約容量

(イ) (1)(イ)①の場合、契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客様の申出によって定めます。この場合、一般送配電事業者が設置する電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または一般送配電事業者が設置する電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。

(ロ) (1)(イ)②の場合、契約主開閉器の定格電流にもとづき、(5)により算定された値といたします。この場合、一般送配電事業者または当社は契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

なお、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客様と当社との協議によって定めることができるものとします。この場合、料金およびその他必要な条件につ

いて、DP 要綱および需給約款によらず、お客様と当社との間で協議により個別に定めることがあります。

- (ハ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約電流または(ロ)で定めた契約容量が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客様と協議を実施し、契約電流または契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款の別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ロ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。需給約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭

(4) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量/月	算定方法（税込）	
0から150キロワット時の場合	4,645円50銭	A
150から300キロワット時の場合	10,101円00銭 (Aに5,455円50銭を加えた額)	B
300から400キロワット時の場合	Bに300キロワット時を超過し400キロワット時までの使用電力量1キロワット時につき40円32銭を乗じた額を加えた額	C
400キロワット時以上の場合	Cに400キロワット時を超過した使用電力量1キロワット時につき38円85銭を乗じた額を加えた額	D

(5) 契約容量の算定方法

(3)(4)における契約容量は、次により算定いたします。

- ① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- ② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.73 \times \frac{1}{1,000}$$

(6) その他

電流制限器等や契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、契約の終了もしくは別に定める違約金を申し受けます。

4. 契約容量等の変更

- (1) お客様が需要場所における契約電流の変更，契約容量の変更または契約主開閉器等の設備を変更される場合には，あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) 契約電流または契約容量の変更に伴い，当社がお客様に対し行う，電気事業法にもとづく供給条件の説明については，説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし，同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については，原則として，当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとしします。

5. 日割計算

- (1) 当社は，需給約款の 19（料金の算定）(1)(イ)の場合により，料金の日割計算をする場合には，以下に従い，日割計算をいたします。なお，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を以下「検針期間」といいます。

(イ) 基本料金の日割計算

$$1 \text{ 月の該当基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ロ) 電力量料金の日割計算

使用電力量／月	算定方法（税込）	
0 から 150 キロワット時の場合	3（適用条件）(4) (ロ)に定める電力量料金の A の料金に日割計算対象日数を乗じ，検針期間の日数で除した額	A'
150 から 300 キロワット時の場合	3（適用条件）(4) (ロ)に定める電力量料金の B の料金に日割計算対象日数を乗じ，検針期間の日数で除した額	B'
300 から 400 キロワット時の場合	B'に 300 キロワット時を超過し 400 キロワット時までの使用電力量 1 キロワット時につき 40 円 32 銭を乗じた額を加えた額	C'
400 キロワット時以上の場合	C'に 400 キロワット時を超過した使用電力量 1 キロワット時につき 38 円 85 銭を乗じた額を加えた額	D'

- (2) 需給約款の 19（料金の算定）(1)(イ)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。
- (3) 需給約款の 19（料金の算定）(1)(ロ)の場合により日割計算をするときは、お客様と協議の上、日割計算対象日数を定め、(1)の方法に準じて日割計算を実施します。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じて使用電力量を、当社が適当と認める方法により、お客様に通知するものとします。

6. ガソリン・軽油の特割サービス

- (1) お客様が需給契約の申込み時に、当社の用意するガソリン・軽油の特割サービス(以下「特割サービス」といいます。)の適用をさせるためのクレジットカードまたは Ponta カード、楽天ポイントカード、d ポイントカード等（以下「特割適用カード」といいます。）の番号を当社に登録した場合には、(2)に定める特割サービスが適用されます。
- (2) 当社が別に指定するサービスステーションにおいて、お客様が(1)にて登録した特割適用カードを用いてガソリンまたは軽油の給油代金を支払う際に限り、給油代金を次のとおり割引いたします。

	特割サービス単価	月間上限給油量
レギュラーガソリン	10 円/L (税込)	累計 50 L まで (毎月 1 日から月末までの累計)
ハイオクガソリン	10 円/L (税込)	
軽油	5 円/L (税込)	

- (3) (2)に定める特割サービスの適用開始時期は、原則として、次のとおりとし、当社が適当と判断する方法にてお客様にあらかじめ通知いたします。

需給契約成立の日	特割サービス適用開始日
1 日から 10 日までの場合	当月 15 日から
11 日から 25 日までの場合	翌月 1 日から
26 日から末日までの場合	翌月 15 日から

- (4) 特割サービスは、原則として、需給契約の終了の日に、需給契約とあわせて自動的に終了いたします。
- (5) (2)に定める当社が指定するサービスステーションは、当社のウェブサイトにて公開いたします。

- (6) 1つの特割適用カードに登録できる特割サービスは1つのみとなります。お客様が当社との間で特割サービスが適用される需給契約を2つ以上締結される場合、1つの特割適用カードに対して特割サービスの重複適用はできません。
- (7) 1つの特割サービスを登録できる特割適用カードは1枚のみとなります。1つの特割サービスを、複数の特割適用カードに分散して登録することはできません。

7. DP 要綱の変更および終了

- (1) DP 要綱を変更する場合には、需給約款の2（需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社はドライバーズプランおよび DP 要綱を終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間をおいて終了のお知らせおよび終了日を当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (3) DP 要綱の終了に伴い、お客様の需給契約の契約条件が変更となる場合、電気事業法にもとづくお客様への供給条件の説明、説明書面および変更後の書面の交付については、需給約款の2（需給約款の変更）に定める方法によるものとします。